

宅建にいがた

題字は元新潟県知事 君 健男氏

2023. 5. 15 第374号 (毎月15日発行)

由行 徑不

奈良薬師寺元管主 高田好胤師記念の書

◇新潟支部協議会にて新規入会者の紹介と記念品贈呈を行いました

新潟支部では令和5年度定時協議会（5月10日開催）の議事終了後、初の試みとして、「令和4年度新規入会者のご紹介」を行いました。昨年の協議会にて会員の方からの、「宅建協会に入会された会員の皆さんをご招待したらどうか」というご意見を受けて実施したものです。

当日は令和4年度入会者17社のうち10社が参加され、河端支部長より「宅建協会へ入会いただきありがとうございます。これから仲間として、またライバルとして切磋琢磨し頑張っていきましょう」と歓迎の挨拶がありました。その後、ハトマークバッチの贈呈があり、水本副支部長、高橋副支部長も加わり記念撮影を行いました。

今回の試みでは、新規入会者へ今後も継続して協会の定時協議会や研修会、懇親会等に参加する良いきっかけにしてほしい思いと、ハトマーク会員間の若い世代からベテラン世代の幅広い交流を通して、宅建業界を活性化していきたいという思いがあります。



全員揃っての記念撮影



河端支部長より歓迎の挨拶

『宅建にいがた』には重要な情報が掲載されており、会社内で「回覧下さいますようお願いいたします。」

新潟県宅建会館で開業支援セミナーを開催します！

7月29日（土）午前10時～午前11時30分 新潟県宅建会館にて「開業支援セミナー」を開催いたします。宅建業開業に興味がある方がいらっしゃいましたら是非お声掛けください。また、本会へ入会希望者をご紹介いただいた場合、会員皆様を対象に紹介料20,000円を差し上げます。詳しくは、本部事務局(担当：中島)までお問合せください。



会員皆様の優しい心配りで、我が国の戦後の復興から今日の世界に誇る豊かな国を形成された、高齢者の方々の見守りをお願いいたします。本会は、平成19年10月31日、新潟県との間で、全国に先駆けて「民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書」の締結をいたしております。

第1回理事会・幹事会（4月25日開催）のご報告

令和5年4月25日(火)、理事会・幹事会を開催し、次のように決議しました。

1. 入退会について

本店9社の入会が認められました。

令和4年度

支部名	免許番号	商号又は名称	免許申請者	事務所所在地	本・支店
新発田	(1)5672	(株)笹川不動産	工藤 恵子	新発田市中央 5-2-16	本店
新発田	(1)5675	椋内建設(株)	椋内 宏基	新発田市緑町 1-15-17	本店
新潟	(1)5676	森のアトリエ舎	波潟 靖	新潟市江南区嘉瀬 1609	本店
西蒲・燕	(1)5677	ヤギトモ土地建物	八木澤 剛	新潟市西蒲区巻甲 608-2	本店
新潟	(1)5681	(株)新潟不動産	玉井 悠弥	新潟市東区牡丹山 2-4-11 平和ビル	本店
新潟	(1)5670	(株)Reizm企画	澁谷 歩	新潟市東区山木戸 4-7-12	本店

令和5年度

支部名	免許番号	商号又は名称	免許申請者	事務所所在地	本・支店
新潟	(1)5674	(株)NRDアセット マネジメント	桐原 隆晃	新潟市中央区米山 2-7-3	本店
新潟	(1)5682	インターナショナル・ エージェンツ(株)	川上 創	新潟市中央区本町通 7 番町 1098-1 ディナミス 2 階 WorkWith 本町 A-1	本店
柏崎	(1)5684	(株)マルイチ	根立隆之助	柏崎市西港町 3-11	本店

2. 令和5年度定時総会資料について

(令和4年度事業報告、収支決算の承認)

原案どおり可決、承認されました。詳細はすでに送付している総会資料でご確認ください。

3. 新規開業者の入会促進策の継続について

令和5年度も新規入会者に対して、希望があれば間取りソフトを無償提供いたします。

4. 大橋政雄氏の辞任について（追認）

大橋政雄氏より令和5年3月4日付けで提出された辞任届を追認いたしました。

また、辞任届が出た場合の扱いについて明確なルールがありませんでしたので、今後は会長が受理した時点で辞任（退任）することになりました。

5. 退任役員の感謝状及び慰労金について

保留となりました。

河端会長が黄綬褒章を受章

令和5年春の褒章において、本会河端 信雄会長が黄綬褒章の栄に浴されました。本会にとりましても誠に名誉なことであり、喜ばしいこの度の受章となりました。



河端 信雄 会長

「弁護士による宅建業に係る無料電話法律相談」の受付方法変更について

— 全宅連 —

全宅連では会員限定で、顧問弁護士による無料電話法律相談を実施しておりますが利用件数の増加に伴い、さらなる会員の利便性向上のために、この度申込方法をシステム化することとしました。従来、相談予約はFAXによる申込としておりましたが、令和5年5月12日(金)相談実施分より、ハトサポ内(ログイン必須)に設置したweb申込フォームから予約を申し込む運用に変更いたしました。また、相談者への予約確定日時の連絡は電話及びFAXで通知しておりましたが、変更後は、申込時に入力したメールアドレスへ予約確定日時を送信いたします。このため、申込にあたっては、従来と変わってメールアドレスが必須となります。詳細な申込方法等は全宅連ホームページをご確認ください。(ハトサポログインが必要になります。)

<https://member.zentaku.or.jp/legal-advice/schedule>



ハトサポ申込と保険会社(宅建ファミリー共済)のデータ連携の開始について

— 全宅連 —

ハトサポBBではこの度、令和5年5月1日より入居申込手続システム「ハトサポ申込」と株式会社宅建ファミリー共済の代理店システム「宅建らくらくネット」とのデータ連携を開始いたしました。これにより、これまでの家賃保証会社との連携に加え保険会社との連携も可能となり、ハトサポBBによる業務の一气通貫が「賃貸用の保険の案内業務」にまで広がりました。詳細につきましてはハトサポ「お知らせ」をご確認ください。

<https://member.zentaku.or.jp/news/detail?id=2509>



令和5年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

～令和5年5月1日から9月30日～ — 新潟労働局 —

令和4年の速報値では、死亡を含む休業4日以上之死傷者数は805人、うち死亡者数は28人となっています。業種別にみると、死傷者数については、全体の約4割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業、警備業の順に多く、多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育を行っていませんでした。また、「休ませて様子を見ていたところ容態が急変した」、「倒れているところを発見された」など、熱中症発症時・緊急時の措置が適切になされていませんでした。会員皆様におかれましては確実な取組が行われるよう、ご配慮をお願いいたします。キャンペーン詳細につきましては厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_31485.html



新潟県との
災害協定
大規模災害の発生時に、被災者に対し民間賃貸住宅を無料で貸付します。
新潟県新居町地建物取引業協会

平成10年5月1日、新潟県と本会との間で
全国で初めての「災害時における、民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」に調印いたしております。

平成18年6月22日
新潟県警察本部と
本会との間で、「こども110番の店」に関する覚書に調印し、新潟県教育委員会と協力し、安全な地域づくりのための活動を推進しております。

こども110番の店
新潟県警察本部
新潟県教育委員会
新潟県宅建協会

賃貸不動産経営管理士講習を開催します

— 試験問題 50 問のうち 5 問が免除されます！（2 年間有効） —

令和 5 年 8 月 18 日（金）新潟テルサにおいて『賃貸不動産経営管理士講習』を開催いたします。賃貸不動産経営管理士資格は、賃貸住宅管理業法上の「業務管理者」の要件を満たす国家資格です。講習は映像の放映によるもので、経験豊富な講師陣が重要な箇所を抜粋して指導することで、全 1,000 ページを超える公式テキストを独学で読み解くよりも効率的に学習ができます。詳細のご確認・お申し込みは、以下の全宅管理ホームページをご参照ください。（※定員は 92 名ですが、5 月 19 日より受付を開始しておりますので、お申し込みの際すでに満席の場合はご容赦くださいますようお願い申し上げます。）

<https://chinkan.jp/>



（一社）全国賃貸不動産管理業協会 新規会員募集！（入会金無料のチャンスあり）

全宅管理では「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。

【ご入会手続き】

全宅管理のホームページより入会申込書をダウンロードの上、必要事項をご記入いただき全宅管理あてに郵送、または F A X にてご送付ください。

◆詳細は、全宅管理ホームページをご覧ください。

<https://chinkan.jp/>



変更届の提出忘れていませんか？

下記の①～⑤の変更が生じた場合、宅建業法第 9 条により、**変更後 30 日以内**に新潟県建築住宅課（大臣免許）又は県の各地域振興局（知事免許）へ「宅地建物取引業名簿登載事項変更届出書」（様式第 3 号の 4）を提出しなければなりません。専任の宅地建物取引士が退任し不足した場合は、**2 週間以内**の補充が必要となります。

① 事務所の商号・名称 ②事務所の所在地 ③代表者・役員・政令で定める使用人
④ 専任の宅地建物取引士 ⑤従事者変更届（第 2 号様式）※大臣免許は協会のみ提出
従事者の就任・退任等があった場合も届出が必要です。お忘れの方が多いようですのでご注意ください！なお、本店支店の総従業員数が変わらずとも、各店の従業員数に変更が生じた場合は届出が必要です。

◆変更届を提出後、**必ず宅建協会にも書類（行政受付押印済みのもの）を提出ください。**

未提出の場合、会員名簿、会費（従業者会費人数）にも内容が変更されません。

◆変更届は、新潟県宅建協会ホームページからダウンロードすることができます。
詳細は、電話：0 2 5 - 2 4 7 - 1 1 7 7 までお問合せください。

発行所 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会
公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会新潟本部
〒950-0084 新潟市中央区明石 1-3-10 新潟県宅建会館
電 話 0 2 5 - 2 4 7 - 1 1 7 7
ホームページアドレス <https://niigata-takken.or.jp>
E メール takken@niigata-takken.or.jp
発行人 河端 信雄 編集人 廣川 正通

ホームページ来訪者
4 月 1 日～4 月 30 日迄
7, 369 名
1 日平均 246 名